



〒530-0041 大阪市北区天神橋 2-2-9

プラネット南森町ビル 8 階

電話 06-6352-3400 FAX 06-6352-3401

センター・大阪

メール saposen-osaka@lemon.plala.or.jpホーム <http://www.saposen-osaka.org>

編集・発行/ NPO 労働と人権サポートセンター・大阪

サポセン通信 56号 目次

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| ・11月8日 労働・生活なんでも無料法律相談を開催します | 1ページ |
| ・生活保護「最高裁判決」から4ヵ月 即時の被害回復を回避する厚労省 | 2~4ページ |
| ・万博未払い問題救済に向け国会での議論開始 万博関連ユニオン闘争継続 | 4~6ページ |
| ・サポセン 工事費未払い問題に関する総括意見及び要望書 万博協会に提出 | 7~9ページ |

労働・生活なんでも無料法律相談を開催します

IN 童夢 KANSAI フェスティバル

開催日：2025年11月8日（土）相談時間：11時～15時

会場：長居公園自由広場 「童夢 KANSAI フェスティバル」会場内
(サポセン ユニオンおおさか なにわユニオン 共同ブース)アクセス 地下鉄御堂筋線「長居駅」徒歩5分
JR阪和線「長居駅」徒歩10分

童夢 KANSAI フェスティバルのご案内

東日本大震災の被災地障害者支援を行ってきた仲間が集まり、「障害×防災」をテーマとして今年で15年の連続開催となる。①過去の大規模震災を忘れない、②災害に孤立しない地域づくり、③未来を担う子どもたちとともに、の目標を掲げる。大阪プロレス、音楽、アピール、食べ物、物販で毎年5,000人前後の人々が集う。

サポセンとユニオン2団体で労働生活なんでも無料法律相談ブースを開設する。

法律相談は「大阪労働者弁護団」の渋谷有可弁護士（社会福祉士）担当します。

※相談時間：ひとり20分以内

当日の申込も受け付けておりますのでお気軽にブースまでお越し下さい。（相談時間帯をご相談させていただきます。）

「最高裁判決」から4ヶ月

即時の被害回復を回避する厚労省

本年6月27日、最高裁判所第3小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013年から15年にかけて実施された過去最大の生活保護（生活扶助）基準の引き下げは生活保護法違反であり、減額処分の取り消しを命じる原告勝訴判決を言い渡した。これは大阪と名古屋の生活保護利用者が国・自治体を訴えた訴訟の判決においてである。

裁判の原告・弁護団は最高裁判決が出た直後から、厚生労働省に対し、生活保護利用者への謝罪と違法状態の早期解消を求める要請書を提出。その後も厚労省との交渉の場で、最高裁が減額処分を取り消した以上、13年改定前の基準との差額保護費が直ちに遡及（そきゅう）支給されるべきだと主張してきた。

しかし、最高裁判決から4か月がたっているにもかかわらず、国・厚生労働省は謝罪はもとより、基準の回復、差額の支給などについての具体的見通しを明らかにしていない。

最高裁判決後も国敗訴の判決が相次ぐ異常事態

このような国・厚生労働省の姿勢は、下級審で継続中の生活保護（生活扶助）基準の引き下げをめぐる裁判（「いのちのとりで裁判」）への国側の対応についてもあらわれている。国側は最高裁の判決後も各地の裁判を継続し、当然ながら敗訴を重ねている。

9月17日には名古屋高等裁判所金沢支部において、石川県内の生活保護利用者3名と富山県内の生活保護利用者5名が、金沢市や富山市ほか石川県および富山県の自治体を被告として提訴した件につき、生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す原告勝訴判決を言い渡されている。

地裁判決段階では、石川訴訟は原告敗訴、富山訴訟は原告勝訴と結果が分かれていたが、6月27日の最高裁判決をふまえ、高裁判決はどちらも原告勝訴となった。なお、石川・富山訴訟ともに国賠請求をしていたが、これも最高裁判決同様に認められなかった。

9月27日には名古屋高等裁判所民事第2部において、津市ほか三重県内の保護利用者27名（提訴時、その後死亡等により被控訴人は17名）が、三重県内の自治体を被告として提訴した件につき、生活保護基準引き下げ処分を違法として取り消す原告勝訴判決を言い渡されている。

最高裁判決後も同種の裁判について国は敗訴を重ねながらも、争う姿勢は取り続けるという異常な事態がおきているのだ。



(C)生活ニュースコモンズ
いのちのとりで裁判 10.28大決起集会

約1400人がオンラインと会場（東京都内）に参加した。
いのちのとりで裁判全国アクションWEBサイトより

生活保護費の再度の減額を目論む厚労省

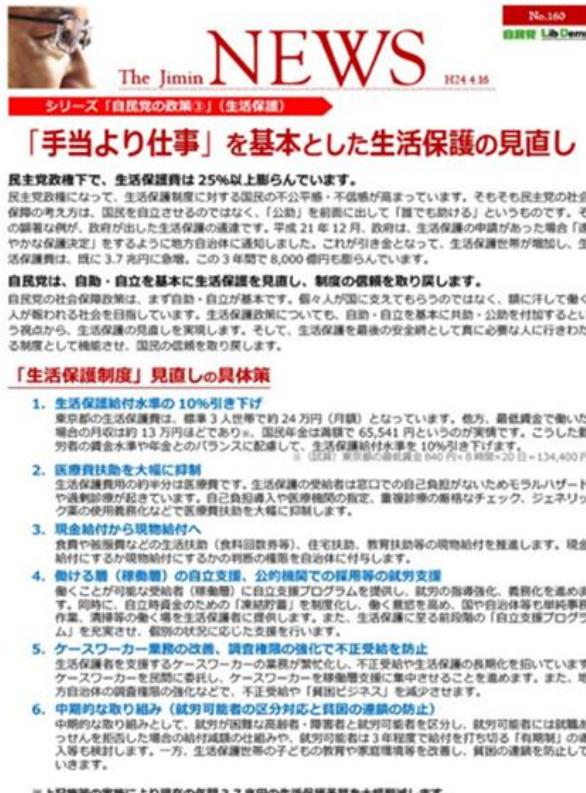
厚生労働省は原告に対する謝罪や補償に向けた協議を行うことなく、7月1日に福岡厚生労働大臣（当時）が、記者会見において、「判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、早期に、専門家によりご審議いただく場を設けるべく検討をすすめて」いくとの方針を表明した。

この専門委員会（「最高裁判決への対抗に関する専門委員会」）は厚労省の社会保障審議会生活保護基準部会の下に設けられ、9名の学識経験者によって構成され、8月13日から6回（最近の開催は10月29日）にわたって開催されている。

その中では行政法を専門とする太田匡彦東京大大学院教授と興津征雄神戸大大学院教授が「最高裁判決は引き下げ前の基準に戻したが、その時点から将来に向けて引き下げ処分をやり直すことは妨げていない」という解釈を披露し、ゆがみ調整については“減額処分”をやり直す方向で議論が進んでいる。

生き続ける「自民党生活保護PT」

全国で提訴された「いのちのとりで裁判」で問題とされた生活保護（生活扶助）基準の引き下げは第二次安倍政権発足直後に着手されたものである。そして、その震源地となったのは、自民党の野党時代に世耕弘成、片山さつき、小泉進次郎などの面々が立ち上げた「自民党生活保護プロジェクトチーム」である。



「生活保護予算の大幅削減」を訴える野党時代の自民党広報誌「The Jimin News」No160. (2012.4.16発行)より

彼らは、民主党の社会保障の考え方は、国民を自立させるのではなく、「公助」を前面に出して「誰でも助ける」というもので、（民主党）政府が出した「生活保護の「速やかな保護決定」をするようとの地方自治体への通知が引き金となって、生活保護世帯が増加し、生活保護費は、既に3.7兆円に急増。この3年間で8,000億円も膨らんだ。これに対して自民党は「自立・自立」を基本に生活保護を見直し、個々人が国に支えられるのではなく、額に汗して働く人が報われる社会を目指すとして、次のような「生活保護制度」見直しの具体策を提起した。

1. 生活保護給付水準の10%引き下げ
2. 医療費扶助を大幅に抑制
3. 現金給付から現物給付へ
4. 働ける層（稼働層）の自立支援、公的機関での採用等の就労支援

5, ケースワーカー業務の改善、調査権限の強化で不正受給を防止

6, 中期的な取り組み（就労可能者の区分対応と貧困の連鎖の防止）

そして、「上記施策の実施により現在の年間 3.7 兆円の生活保護予算を大幅削減する」とした。

「自民党生活保護プロジェクトチーム」はおそらく自民党の政権復帰とともに消滅しただろう。しかし、その活動を担った政治家たちは主要閣僚を経験し、そのころよりははるかに「大物」として現在も君臨している。そして、彼らが依拠した「自助・自立」の思想は今日においても確実に社会に根を張っている。

厚労省の官僚が最高裁判決によって否定されたにもかかわらず、生活保護（生活扶助）基準の引き下げにかくも拘る背景にはこのような事情があるのではないだろうか。

清輝

- ・平日 12 時から 17 時、サポセン事務所にボランティアスタッフが常駐しています。
- ・働くことや生活に関する相談を面談、電話、メールでお受けします。職場の悩み、まず相談を！！

万博未払い問題救済に向け 国会での活動始まる

大阪・関西万博 10 月 13 日に閉幕したが、万博建設工事費の未払いという「現実に労働力を提供しながらそれに対する対価が支払われない」という深刻な状況に追い込まれた多数の人たちへの重大な人権侵害の事態が続いている。新聞・テレビの報道を紹介する。

未払い万博は
誰一人取り残さない
SDGs
に反しています

SNSで発信される 未払い万博

13日に閉幕した大阪・関西万博では、海外パビリオンを巡る工事費の未払い問題がなお解決していない。11か国の工事に携わった下請け業者が未払いを訴え、総額は10億円以上に上がる。今後の解体工事への影響も懸念される。「不眠不休で開幕に間に合わせた。大きな被害を受けながら、いまだに出口が見えない」マルタ館の工事を担った京都市内の建設会社社長の男性（40）は9月30日、国会内で記者会見開き、窮状を訴えた。（10月23日 読売新聞 朝刊）

京都府内で建設業を営むAさん。マルタ共和国のパビリオン工事の一次下請けとして担当しました。Aさんは元請け業者の「GLイベントジャパン」に対して今年6月「不合理な苦情を述べて工事費用を支払わない」などとし、契約金の一部と追加工事費用 計約1億2000万円の支払いを求め提訴。10月6日未払い問題の調査で大阪にやってきた与野党の国会議員に対して、窮状を直接訴えました。

衆議院・経産委員会 宮崎政久委員長（自民）「ご自身の実情などを、率直なところでお聞きしたので、困窮の度合いが高いということについては理解した」（10月12日 MBSニュース）

万博の海外パビリオン工事未払い被害の事業者を支援する運動について時系列でレポートする。

8月 23 日 大阪市浪速区内で「万博工事未払い追及全国集会」（主催 全国集会実行委員会）が 300 人を超える市民の参加で開催された。アンゴラ館とマルタ館の未払い被害当事者が訴えをおこない、立民、公明、れいわ、共産、社民の国会議員が出席またはメッセージを寄せて被害者救済に尽力することを表明した。



9月 19 日 大阪労働者弁護団は「万博工事未払い問題」「運営における労働関係法規の遵守」に万博協会として真剣に対処することを求める声明を発出した。

9月 22 日 サポセンは万博協会宛の「工事費未払い問題に関する総括意見及び要望書」を送付した。

9月 30 日 「未払い被害者の会」と支援活動を進めてきたサポセン・大阪、全国商工団体連合会、夢洲カジノを止める大阪府民の会、フリージャーナリストの西谷文和さんらが共催して衆議院第二議員会館で衆議院議員の尾辻かな子議員（立民）が紹介議員となり、「万博所管庁の経済産業省」や「建設業法所管庁の国土交通省」との交渉を実施し、マルタ館とアメリカ館の未払い被害者が国に救済を求めた。大石あきこ議員（れいわ）、たつみコータロー議員（共産）、堀川あきこ議員（共産）が同席した。

9月 30 日 省庁交渉の後、万博工事費未払い問題の全国的な世論化と国会での取組みの前進を図るために衆議院第二議員会館で記者会見と「万博未払いを許さない国会内集会」が開催された。

サポセンの在間秀和弁護士は万博協会が掲げる「人権方針」に則り、協会は人権問題として救済する責任があると主張した。そして藤原航弁護士は、万博協会の「調達コード」には人権侵害が行われていないかをチェックし救済する責任が明記されているにもかかわらず、実際には責任を回避していると指摘した。集会には複数の国会議員が参加し、未払い問題の解決に向けた国会での取り組みを表明した。

10月 3 日 サポセン・大阪は万博協会（窓口 持続可能性局）との第3回目の協議を開催した。

10月 6 日 衆議院経済産業委員会が大阪を訪れ万博工事未払い被害者から聞き取り調査を実施した。



10月 22 日 立憲民主党の内閣、経産、国交の3部門合同部会は万博工事未払い被害者と担当省庁からのヒアリングを開催した。他党にも呼びかけ国会全体でこの問題に取り組む方針を確認した。

関西万博関連ユニオン 開闢争継続

関西万博関連ユニオンは 2025 年 6 月 7 日に結成された万博で働く労働者が会社や職種、アルバイトや期間契約などの雇用形態に関係なくひとりから入れる労働組合。ヨルダン館、サウジアラビア館、韓国館、オーストラリア館では公然化して運営会社と労使交渉を継続している。

万博会期が終了後も賃金未払い、サービス残業、職場での管理職／上司からの理不尽、労災や有休トラブルなどの困りごとや悩み事の相談を公式ライン窓口で受け付け、直接面談での相談対応を行っている。ユニオンのニュースを紹介する。

NEWSLETTER

関西万博関連ユニオン



かがやき

25.10.08

10月9日 ストライキを決行！

6月に結成された関西万博関連ユニオンには、これまでに約40件もの相談が寄せられています。すでに交渉を始めているか今後予定しているものだけでも、ヨルダン館、サウジアラビア館、韓国館、オーストラリア館で働いている労働者の問題。この他、公然化はしていませんが、複数のパビリオンで働く労働者や、警備会社で働く労働者からの相談にも対応しています。別労組が対応している件もあります。しかし、外資系の会社などは、問題を残したまま万博閉幕後すぐに撤退して逃げてしまう恐れもあります。

こうした中、関西万博関連ユニオンでは、不払い賃金の支払い等を求めて本日午後17時からヨルダン館とサウジアラビア館それぞれで時限＆指名のストライキを予定・決行します。併せてこの間、組合宣伝ビラを配布してきた夢洲駅前・東ゲート関係者入退場口付近において、組合宣伝活動ならびに会社・協会への抗議を含むスト支援行動に取り組みます。

9月19日付で大阪労働者弁護団より、「大阪・関西万博のパビリオン建設工事費未払い問題」「万博運営における労働関係法規の遵守」に、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会として真剣に対処することを求める声明、が発出されております。

また、10月6日にはおおさかユニオンネットワークより「大阪・関西万博で働く労働者に係る要請書」が提出されました。

各共闘・支援団体と共に連帯して、万博における労働問題解決を目指し闘います！

記者会見

9月29日には協会宛に労働組合として申し入れ書を提出し、その後記者会見に臨みました。記者会見では主に公然化した複数のパビリオンにおける未払い・労働関連法違反の事例について報告し、取材に答えました。

10月9日にも改めて記者会見を実施し、この間の団交の進展・あるいは不当労働行為の実態を中心に報告し、ストライキも含めた闘争方針について発表予定です。

今後のとりくみ

協会宛に9月29日に提出した申入書に関して回答を得られ次第、具体的な協議に移ります。

また、協会の設置している

【人権に関する通報受付窓口】

を周知し、労働問題についての通報を呼び掛けると同時に、閉幕による逃げ切り、窓口閉鎖を許さず声を引き続き声を上げていきます！

expo2025.union@gmail.com

サポセン 要望書を万博協会に提出 理事に送付

OECD（経済協力開発機構）日本連絡窓口への問題提起についても通知

サポセンは9月22日「工事費未払い問題に関する総括意見及び要望書」を取りまとめて万博協会に提出し、10月3日協会（国際局、施設維持管理局、持続可能性局）と3回目となる話し合いを行った。協会は「理事会に未払い問題の現状と被害者の会やサポセンからの要望を伝える」「協会は解体工事において建設業許可の確認など可能な範囲で法令遵守を確認する」「国交省から出された法令遵守を求める文書に基づき、解体工事における契約の徹底を図ることを確認表明した。

サポセンは「未払い問題での責任放棄、解体工事で法令違反などが明らかになった場合には『総括意見及び要望書』のとおり「OECD多国籍企業方針・日本連絡窓口（NCP）に問題提起を行う」ことを通知した。また28日万博協会理事（36名）に対して「総括意見と要望書」を送付した。

2025年9月22日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
会長（代表理事）十倉 雅和様
事務総長（代表理事）石毛 博行様

特定非営利活動法人労働と人権サポートセンター・大阪
(大阪市北区天神橋2-2-9 プラネット南森町8階)

代表理事 在間 秀和
代表理事 丹羽 雅雄
代表理事 小林 勝彦
弁護士 藤原 航
弁護士 村角 明彦

「2025年大阪・関西万博」における工事費未払い問題に関する 総括意見及び要望書

特定非営利活動法人労働と人権サポートセンター・大阪（以下「当法人」という）は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という）に対し、以下のとおり、「2025年大阪・関西万博」における工事費未払い問題に関する総括意見を述べるとともに、これまでの協会の対応を根本から改められ、工事費未払い問題等につき誠意ある対応をされるよう強く求める。

1 協会は、2024年4月23日、「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針」（以下「人権方針」という）を策定し、公表している。

それによると、「人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決に向けた具体的な枠組みを確立します。」としている。さらに、人権方針は「『持続可能な大阪・関西万博開催の向けた方針』の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、博覧会協会事務総長以下の幹部・職員（派遣社員、契約社員を含む）及び同会長以下の役員に適用します。また、大阪・関西万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤー等にも広く方針への支持を期待します。」とし、そしてさらに次のように記載している。

「2 人権の尊重」

「『国際人権章典（世界人権宣言、国際人権規約）』『労働における基本的原則及び権利に関するIL0宣言』などの国際的に認められた人権を理解し、尊重します。また国連『ビジネスと人権に関する指導原則』『OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動方針』『IL0多国籍企および社会政策に関する原則の三者宣言』等の国際規範を尊重します。」

「3 人権デュー・ディリジェンスの実施」

「協会は、国連『ビジネスと人権に関する指導原則』に則した人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実行します。人権デュー・ディリジェンスとは、博覧会事業が人権、環境、ビジネス慣行等における、社会に与える負の影響を防止または軽減するために、予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセスのことです。」

「4 ステークホルダーとの対話」

「協会は、関連する多くのステークホルダーと継続的な対話を行います。頂戴したご意見、ご要望等には適切に対応し、良好な関係性の構築に努めます。」

「6 救済」

「協会は、本方針に関するご相談や通報に対して、適切に対応するための枠組（グリーバンス・メカニズム）を構築します。…博覧会協会の役職員や博覧会事業による活動によって、人権への負の影響を引き起こす、または助長していることが明らかになった場合は、適切に対応し、その救済に取り組みます。」

以上の基本的な人権方針を前提に、協会は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」を定め、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた行動計画」を策定している。そして協会は、2024年8月に「ISO 20121」の認証を取得したとしている。

2 「人権の尊重」は現代の国際社会において最も重要な課題であることは言うまでもないが、協会は、この度の大阪・関西万博開催に当たっても特にこの問題を重視し、とりわけ「持続可能性」を強調して前記の方針の策定等に当たってきた。

以上の人権尊重に関する協会の施策については、それが抽象的な“宣言”に終わっては意味がない。大阪・関西万博に関連して、具体的な人権侵害事案が発生した場合には、協会自らが定めた方針、計画等に従って、現実の救済に向けての努力がなされるべきである。

3 従前から私たちが指摘している問題は、万博会場のパビリオン建設において、現実に労働力を提供しながらそれに対する対価が支払われない、という深刻な状況に追い込まれた多数の人たちが存在する、という放置し得ない重大な人権侵害の事態である。報道によれば、少なくとも11か国のパビリオン建設における多数の下請け業者が工事代金の支払いが受けられない、として協会に解決方を求めるという状況に至っている。

「人権方針」において掲記する国連「ビジネスと人権に関する指導原則」においては、「主要な人権リスク類型」の頭書に「賃金の不足・未払・生活賃金」が指摘されている。この点は、「IL0 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」でも「賃金、給付及び労働条件」が対処すべき重要課題とされているのは当然であるが、「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動方針」においても同様に指摘されている。

協会の「人権方針」においても、「人権デュー・ディリジェンス」は、人権における負の影響について、「調査・把握」し、「適切な手段を通じて是正し」、「その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセス」と説明されているところである。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」で、重要なポイントとして強調されているのは、「サプライヤーへの働き掛け」である。つまり、「企業には、自社だけでなくサプライチェーン全体にわたって人権尊重への取組を行うことが求められている」という点が重要である。

4 現在発生している「提供した労働に対する対価の不払い」という事態は、必ずしも協会と直接法的契約関係がある当事者との問題とは言えない。これまで協会は本件問題について、「法的に協会は直接の関係にない」あるいは「民民の問題」等との姿勢で、問題解決に積極的に関わることをひたすら回避してきた。

しかし、上記国連・指導原則は、「サプライチェーン」における人権侵害について、それを他人事として放置することは許されない、という点を強調している。

然るに、これまでの協会との折衝においては、協会の責任ある重要な立場の人物が、協会にとってステークホルダーであることが明らかな下請代金の支払いを受けられていない業者からの事情聴取すら行わず、その上で「お気の毒な状況にあるが、協会としてはどうもできない」等の言葉をただ繰り返すのみであった。このような姿勢は、協会自身が人権方針で引用する、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際規範に明確に背馳するものと言わざるを得ない。

5 これまで私たちは、協会に対し、問題解決に向けて真摯にいくつかの問題点について見解を求めてきた。関係者のみならず多くの人たちとは、協会から誠意ある対応がなされるものと心より期待した。ところが協会から示された見解の内容は、提起された問題点をはぐらかし、ひたすら自らの責任を回避するものに終始した。唯一明確な「回答」は「立替払いはしない」という点のみという状況であった。

6 今回の万博は開幕以来順調に入場者が増加し、最終的に利益が生じる見込みと報じられている。しかし、伝えられるとした万博の盛況が、現実にその施設の建設に携わった多くの働く人たちに対し支払われるべき対価が支払われない、という許しがたい人権侵害に支えられていることが看過されはならない。しかも、現場で働く人たちとは、「開幕に間に合わせる」という協会の“至上命令”的もと、昼夜を問わず体をなげうって働く人たちである。

7 上記国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき日本において2022（令和4）年9月に定められた「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に関する関係府省庁施策推進・連絡会議）においては、具体的な「救済」が明記されている。そこで挙げられている具体例は、「謝罪、原状回復、金銭的又は非金銭的な補償のほか、再発防止プロセスの構築・表明、サプライヤー等に対する再発防止の要請等」とされている。つまり、具体的に「金銭的な補償」が救済措置として指導原則の上でも明記されているのである。

8 以上のとおり、協会が今回の問題に対する対処において、「協会は法的に直接責任を負う立場はない」との姿勢を崩さず、「金銭的な補償」を含む救済措置等を何ら講じていないことは明確に上記の国際規範に反することは明らかである。

加えて、協会が人権方針で引用する「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動方針」は以下のように定めている。

「企業は、人権を尊重し、自社の活動が人権への負の影響を引き起こし、または負の影響の一因となることを回避するとともに、負の影響が発生した場合にはこれに対処すべきである。」

「企業は、その規模やリスクに応じて適切なデュー・ディリジェンスを実施すべきである。その結果、自社が引き起こした、または一因となった人権への負の影響を認識した場合には、救済手続を提供し、または救済に協力すべきである。」

これまでの協会の対応は、明確にOECDの上記行動方針にも反することは明らかである。

私たちは、協会がこれまでの姿勢を改めようとしないのであれば、本件について、OECD多国籍企業行動方針・日本連絡窓口（NCP）に、本件の問題提起に及ぶ所存である。

9 なお、ある海外パビリオンで働く労働者が、時間外労働を強いられているにもかかわらず、その根拠となるはずの労使協定（36協定）の開示も受けていない、賃金の支給が遅延している等の事態が次々と発生している。また、時間外労働に対する賃金の未払い問題に対し労働組合が結成されるという事実も生じている。つまり、日本の労働関係法規が遵守されているのか、という極めて重要な問題が広範囲に存在している。パビリオンで就労している労働者は、直接には協会と法的契約関係にはない。しかし、万博を主催する協会として、放置することが断じて許されないのは、上記の工事費未払いの問題と共通である。

また現実に労働力を提供しながらそれに対する対価が支払われない、という問題は、万博が閉幕した後に行われる解体工事の際にも生じる可能性がある。協会は、解体工事の際には、建設業許可の有無について元請業者だけでなく、可能な範囲で下請業者についても確認すると回答した。かかる回答は必ず遵守されなければならない。解体工事に携わる労働者に対する労働関係法規の遵守についても同様である。

私たちは、前記のとおり工事費未払いの問題について救済措置の実施等を求めるに加えて、万博運営および解体工事において、労働関係法規、建設業法に限らず、日本国関係法令に従った運営がなされるよう協会が適正に調整する等し、再発を防止することも、あわせて求める次第である。

以上